

# シビックメンバーズ 会員規約

## (設置)

第1条 公益財団法人日立市民科学文化財団（以下「財団」という。）は、財団が行う科学・文化・芸術の各事業を楽しんでいただくとともに、財団の運営に、より多くの賛同をいただくことを目的として、シビックメンバーズ（以下「メンバーズ」という。）を置く。

## (会員の名称)

第2条 名称は「シビックメンバーズ」とする。

## (会員の種類)

第3条 メンバーズの会員の種類は、一般会員、法人会員、特別会員とする。

- (1) 一般会員は、個人が入会できる会員とする。
- (2) 法人会員は、法人又は個人が入会できる会員とする。
- (3) 特別会員は、一般会員及び法人会員が、3年以上会員を継続した場合に限り3年目から位置づけられる。

## (入会手続き)

第4条 メンバーズに入会しようとするときは、既定の入会申込書を財団に提出する。

## (会員期間及び継続手続き)

第5条 メンバーズの会員期間は、1年間（4月1日から翌年3月31日まで）とする。  
2 継続を希望する場合は、毎年3月1日から5月31日までの期間に手続きを行うものとする。

## (年会費)

第6条 会員の年会費は、次のとおりとする。

- (1) 一般会員 2,000円  
ただし、入会時期による年会費は下記のとおりとする。  
上半期入会（4/1～9/30）2,000円、下半期入会（10/1～3/31）1,000円
- (2) 法人会員 1口10,000円  
入会時期による年会費の調整はしない。

2 前項の年会費は、途中退会等いかなる理由があっても返還しない。

### (会員証)

第7条 財団は、会員に対し一般会員は1枚、法人会員は5枚の会員証を発行する。

2 前項の会員証は、会員本人のみが利用できるものとし、他人への貸与、譲渡はできない。なお、法人会員については、法人に所属する者のみとする。

3 会員証を紛失及び破損等により失った場合は、速やかに財団に届け出るものとし、財団は会員証を再発行する。なお、再発行を行う場合は有料とする。

### (会員の特典)

第8条 会員に対する特典は、次のとおりとする。

(1) 指定事業のチケット及び各種応募の先行予約及び減額

(2) 特定事業への招待

(3) 日立シビックセンター科学館、ミュージアムショップ、及び提携施設・店舗での特典

(4) 電子媒体での案内の配信

2 前項の特典は、指定事業及び減額対象ごとに特典内容を設定する。

3 3年間継続して入会した会員は、継続3年目から「特別会員」として、指定事業に対する追加特典を受けることができる。

### (譲渡の禁止)

第9条 前条に規定する特典等は、会員に対するものであり、第三者に譲渡等をした場合は、当該特典等を無効とする。

### (年会費の納入方法)

第10条 年会費の納入方法は、日立シビックセンターインフォメーションカウンター、日立市民会館受付窓口、多賀市民会館受付窓口等で、財団の指定する納入方法の中から選ぶものとする。

### (退会)

第11条 会員がメンバーズを退会しようとするときは、財団へ申し出るものとする。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、財団は、当該会員を退会とすることができる。

(1) 会費の未納、住所不明、メールの受信エラー等の状態が一定期間続き、改善される見込みがないと認められるとき。

- (2) 会員が、財団又は他の会員の迷惑となるような行為を行ったと認められるとき。
- (3) 営利を目的としたチケット等の予約及び購入、転売等の行為が確認されたとき。
- (4) その他、会員としての継続が困難と認められるとき。
- (5) シビックメンバーズの運営が終了したとき。

#### (会員証の返却)

第12条 前条の規定により退会した場合は、速やかに会員証を財団に返却するものとする。

#### (個人情報の管理等)

第13条 会員の個人情報は、第1条に記載する目的の達成以外に使用しない。

2 会員の個人情報は、関係法令及び財団の諸規程に基づき適切に管理するものとする。

3 財団がメンバーズの会員にかかわる事務処理に、外部事業者が提供するサービスを利用するときは、必要な範囲で外部事業者に会員情報を取り扱わせることができるものとする。この場合において、財団は外部事業者に対して会員情報の適切な管理を義務づけるものとする。

#### (規約の変更)

第14条 財団は、必要があるときは、この規約を変更することができるものとし、この場合変更内容を会員に通知するものとする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

#### (補則)

第15条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### (付則)

この規約は、令和4年5月1日から施行する。

## シビックメンバーズについてのお問合せ

公益財団法人日立市民科学文化財団

〒317-0073 茨城県日立市幸町 1-21-1

TEL. 0294-24-7711 FAX. 0294-24-7970

E-Mail. civic@civic.jp